

「まちづくり3法の見直し法案」 閣議決定・国会に提出される

このたび、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」及び「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

「改正中心市街地活性化法案」は、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社



銀座商店街

会経済情勢の変化にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、(1)基本理念・責務規定の創設、(2)国による「選択と集中」の強化、(3)民間主導による多様な主体の参画、(4)支援措置の大幅な拡充、等の必要な措置を講ずるものである。

また、「改正都市計画法案」は、今後人口減少・超高齢社会が到来する中で、都市構造に広域的に大きな影響を与える大規模集客施設や公共公益施設について、その立地に際し都市計画の手続きを経ることを通じて、地域の判断を反映させた適切な立地を確保し都市の秩序ある整備を図るため、(1)準都市計画区域制度の拡充、(2)都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地にかかる規制の見直し、(3)開発許可制度の見直し、その他の都市計画に関する制度の整備を行なうものである。

以下「改正中心市街地活性化法

案」の概要。

法律改正の目的

▼中心市街地は様々な都市機能を集積する「街の顔」であり、地域の経済社会の発展に重要な役割を果たしていることから、中心市街地における空洞化の進行を防ぎ、その活性化を図ることが重要である。また、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化にも適切に対応する必要がある。

▼現在の中心市街地活性化法は、公共公益機能、業務機能、商業機能等の多様な都市機能の集積促進策や街の活力の源泉である居住人口の増加推進策が必ずしも十分でなく、また、やる気のある市町村の計画を国が重点的に支援する仕組みや、地域の発意による自主的な取組を促す仕組みが整備されていないといった限界がある。

▼このため、本法案においては、現在の中心市街地活性化法を抜本

改正し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための措置を講ずる。

法律案の概要

【基本理念・責務規定の創設】

中心市街地の活性化のための基本理念として、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成、地域の関係者の取組及び国の支援のあり方について規定する。また、国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設する。

【国による「選択と集中」の強化】

①中心市街地活性化本部の設置
政府として中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置する。本部は、基本方針の案の作成、認定申請がなされた基本計画についての意見その他の事務をつかさどる。

②内閣総理大臣による基本計画の認定制度の創設

市町村が作成する基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増

進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を「選択と集中」により重点的に支援する。

【民間主導による多様な参画】

中心市街地整備推進機構、商工会又は商工会議所その他多様な民間主体等により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続を設け、基本計画に民意を反映させる。

また、民間主体による事業計画の認定を申請する際には、中心市街地活性化協議会の議を経ることとし、民間主体による事業の一体的推進を図る。

【支援措置の拡充】

認定を受けた基本計画に基づいて行なわれる事業に対する支援措置として、従前の中小企業信用保証法の特例等に加え、以下のものについて新設又は拡充を行なう。

① 土地区画整理事業の換地特例の拡充

② 中心市街地共同住宅供給事業の創設

③ 中心市街地整備推進機構による公共空地等の管理制度の創設

④ 大規模小売店舗立地法の特例の創設

⑤ 共通乗車船券の特例の創設 等
【題名の変更と措置法の廃止】

中心市街地の活性化についての基本的性格を反映するため、題名を「中心市街地の活性化に関する法律」と変更する。

また、商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止する。

中心市街地支援措置

経済産業省は、改正中心市街地活性化法に基づき実施される商業活性化事業に対して、平成18年度において、以下の支援措置を重点的に実施する。

【予算支援】

(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 5、905百万円

商店街、商業者、民間事業者が地権者等の幅広い参画を得て、まちぐるみで取り組む商業活性化に係る事業(例Ⅱ集客核施設の設置や地域コミュニティとの連携事業等)等に対する支援

(2) 実効性確保・診断サポート事業 524百万円

まちづくりの司令塔となる中心



■松戸駅前通商店街

【税制支援】

(1) 中小小売商業高度化事業に協力する地権者等の財産評価の適正化

中小小売商業者の商業活性化への取組に空き店舗等の活用などで協力する地権者等の土地の財産評価を適切に反映するための措置

(2) 中小小売商業高度化事業による土地の譲渡所得の特別控除

中小小売商業者の商業活性化への取組に供する土地譲渡所得の1500万円までを特別控除

(3) 地方税の不均一課税実施に対する減収補填措置

商業基盤施設を設置する事業者に対する不動産取得税、固定資産税の軽減を地方公共団体が行なった場合に、減収分の一部を補填する措置の実施

【財政投融资】

中心市街地・商店街に出店・事業を行なう商業者等の設備投資資金等に対する低利融資を実施する。

(4) 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業 489百万円

地域のリーダーとなる人材の育成、ノウハウの蓄積を支援し、成果事例の水平展開を推進